

## 日本語教育機関の告示基準案を考える

### 日本語教育機関の告示基準(案)に対し JaLSA が意見提出

政府が推進している「留学生 30 万人計画」がいよいよ軌道に乗ってきた。東日本大震災後急減したが、最近では好調を続ける日本経済や安倍政権の積極的平和主義外交が世界的に評価を受けて、日本に学ぼうとする留学生数も年々増加してきた。すなわち 2015 年・平成 27 年度では、留学生は前年度比約 2 万 4 千人増の 20 万 8379 人と急増し、ついに 20 万人の大台に乗った。

だが、その一方で問題も発生した。急増する留学生を当て込んで、急きょ日本語学校を駆け込み新設し、教育の質を無視した粗製濫造とも思える日本語教育を施している日本語学校の存在が散見されるようになった。唯一の業界団体である全国日本語学校連合会 (JaLSA) は、こうした傾向に早くから警鐘を鳴らし、文部科学省・文化庁や法務省入管局など関係監督機関に、早くから警告を發し、対策を練るよう進言してきたところだ。

これに対し所管官庁の法務省は、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令案について」に関し、「日本語教育機関の告示基準(案)」を初めて提示して同告示基準案に対するパブリックコメント(意見)を求めてきた。

このため JaLSA ではただちに、直接頂いた感想や、公益財団法人・入管協会の佐藤修専務理事を講師に招いて大阪(4 月 13 日)、福岡(4 月 14 日)、東京(4 月 25 日)で開催した JaLSA 教育文化懇話会などにおいて受けた要望や見解を取りまとめ、「日本語教育機関の告示基準(案)に対する意見」として、さる 4 月 29 日に法務省に提出した。

ところで、新たな日本語教育機関の告示基準は、第一条と第二条、そして附則のみのシンプルなものだが、各項目の細則が細かく規定されている。第一条が「新たに定める際の基準」で、全 46 項目で構成されている。1 の「名称」から始まり、「学則」(二)、「設置者」(三～五)、「教育課程」(六)、「生徒数」(七～九)、「校長、教員、事務職員」(十～十七)、「点検・評価」(十八)、「施設・設備(校地・校舎、教室等)」(十九～二十九)、「健康診断」(三十)、「入学者の募集」(三十一)、「入学選考」(三十二～三十五)、「在籍管理」(三十六～三十九)、「禁止行為」(四十)、「地方入国管理局への報告」(四十一～四十三)、そして「その他運営体制」(四十四)からなる。

第二条が「抹消の基準」で、全 5 項目と二条の 2 で留学告示別表第 1 の 1 の表に

掲げる日本語教育機関が、自ら抹消を求めるとき、閉鎖したとき、又は在籍する生徒がない状態が1年以上継続しているときは「当該日本語教育機関を同表から抹消することができる」としている。

日本語教育機関の告示基準について詳しい佐藤専務理事は、新しい告示基準は、パブリックコメントに約ひと月かかり、平成28年6月頃には公布され、平成29年8月頃施行になるとの見通しを、東京のJaLSA教育文化懇話会で示した。

以下は、「日本語教育機関の告示基準(案)」の全文に沿いながら、JaLSAがとりまとめたパブリックコメントと、各地の教育文化懇話会で出た要望、佐藤専務理事の解説などを併せて、法務省が示した「日本語教育機関の告示基準(案)」に沿って、分かりやすく解説したものである。

### 日本語教育機関の告示基準（案）全文

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成29年法務省令第16号）の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき、告示をもって定める日本語教育機関の基準について、文部科学省高等教育局、及び文化庁文化部に意見を聴いた上で、次のとおり定める。

（法務省が求めていることは「この告示基準案に全て合致してもらいたい。合致すると、別表1の1の表に載せます。また合致しない日本語教育機関は、別表1の2ですよ」と、こう言っている。これには猶予期間、経過措置を置き、基準適用開始後、一定の期間は経過措置により、留学生の受け入れを認めつつ、新基準に適合すれば、つまり適合が確認できれば、別表1の1に載せると言っている。）

#### （新たに定める際の基準）

**第一条** 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成29年法務省告示第145号。以下「留学告示」という。）別表第1の1の表に新たに日本語教育機関を掲げるときは、文部科学大臣の意見を聴いた上、次の各号のいずれにも該当することを確認して掲げるものとする。

（第1条が求めているものは、来年8月の施行と言っているもので、来年の10月期開校の時は、新しいこの基準でやってもらう。来年10月開校の学校は、100%、この基準に合致している学校だということを意味している。）

### 〔名称〕

- 一 名称が、日本語教育機関として適当なものであり、かつ、留学告示に掲げる日本語教育機関の名称と同一でないこと。

(JaLSA としての要望事項は、「名称」の一については、入管局が運用する「現行運用内規に定めはあるものの既存校〈以前の告示校を含む〉の名称が利用されることのないよう対応いただきたい」ということである。)

### 〔学則〕

- 二 次の事項について学則を定めていること。
  - イ 修業期間学期及び授業を行わない日に関する事項
  - ロ 教育課程、授業日数及び授業時数に関する事項
  - ハ 学習の評価並びに進級及び課程修了の認定に関する事項
  - ニ 定員及び教職員に関する事項
  - ホ 入学、退学、転学、休学、除籍及び修了に関する事項
  - へ 授業料、入学料その他の費用の額及びその納入に関する事項
  - ト 賞罰に関する事項
  - チ 寄宿舎に関する事項
  - リ その他日本語教育機関の運営に関して必要な事項

(二の「学則」の注目はホの規定で、新たに退学に関する事項も定め、トの賞罰の規定も新たに加わった。)

### ◆設置者の欠格事由に於いて相当仔細に気配り

#### 〔設置者〕

- 三 設置者が、次のいずれにも該当する者であること（設置者が国又は地方公共団体である場合を除く。）
  - イ 日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
  - ロ 設置者（法人の場合にあっては、当該日本語教育機関の経営を担当する役員）が日本語教育機関を経営するために必要な識見を有すること。
- 四 設置者が、次のいずれにも該当していないこと。
  - イ 他の日本語教育機関であって次に掲げるものの設置者（法人の場合にあっては、その代表者若しくは日本語教育機関の経営を担当する役員を含む。以下この号において同じ。）又はその設置者であった者

- (1) 次条第一項各号のいずれかに該当するものとして留学告示別表第1の1の表から抹消され、当該抹消の日から5年を経過しない日本語教育機関。
- (2) 閉鎖以外の事由により、留学告示別表第1の1の表、第1の2の表若しくは別表第2から抹消され、又は出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（平成28年法務省告示第234号。以下「改正告示」という。）の施行前に改正告示による改正前の留学告示別表第1から第3までから抹消され、当該抹消の日から3年を経過しない日本語教育機関（(1)に該当するものを除く。）
- (3) 閉鎖の日から3年を経過しない日本語教育機関
- ロ 他の日本語教育機関であつて、契約に基づき教育を提供すべき生徒がいるにもかかわらず、日本語教育機関としての活動を行わず、生徒に損害を与えたものの設置者又はこれに加担した者
- ハ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- ホ 禁錮以上の刑に処せられ、又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という）第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで若しくは第74条の8の規定又は第76条の2の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。
- ヘ 授与されている免許状が教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項（第2号又は第3号に係る部分に限る。）の規定により効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ト 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- チ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- リ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ヌ 外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可又は入管法第4章第1節、第2節若しくは入管法第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造された文書若し

くは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提供し、又はこれらの行為を唆し、若しくはこれを助ける行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者

ル 入管法第24条第3号の4イからハマまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助ける行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者

ヲ ヌ又はルに掲げるほか、外国人の出入国若しくは在留又は留学生の在籍管理に関し不正な行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者

ワ 法人であって、その役員のうちイからヲまでのいずれかに該当する者があるもの

（「設置者」については、三で従前同様、財政基盤と識見を求めているが、前回と違ったのは四で、不法な行為などいずれの項目にも該当しないことを列挙しているが、従前は学校の先生、校長先生及び設置者についても欠格事由があったが、今回は設置者の欠格事由に於いて相当仔細に気配りしている。

四のイやロで言う「他の日本語教育機関」とは、別表の1の1に載っていない学校で、新しい基準に合致しないもの、既存の学校、現在ある学校で新しい基準によって認定されない今ある学校を「他の日本語教育機関」という。ロでは生徒と言う言葉を使っているが、前は「留学生」と言う言葉を使っていた。

前と少し違ったのは、四項のホで欠格事由に「禁固以上の刑に処せられ…」は入っていたが、そこにプラスされたのがいわゆる入管法の不法就労関係の例が列挙されたことだ。今まで無かったのは、リの「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」の規制が加わった。興行も技能実習も規制はこのパターンである。ヌは、外国人の不正入国、いわゆる入管法違反関係だ。ルはいわゆる入管法第24条第3号の4イからハマまでというのは、不法就労助長罪関係である。

少し気をつけなければいけないのは、ヲだ。入管当局がどういう判断をするかにかかっているからだ。「外国人の出入国若しくは在留又は留学生の在籍管理に関し不正な行為を行い、当該行為の終了後5年を経過しない者」は入管当局が判断する。「貴方はこういう不正な行為をやっていますよ」と言われる。ワは設置者ではなくて役員が対象である。）

五 設置者が、日本語教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区分して日本語教育機関を経営し、その収入及び支出を適切に管理することとしていること。

（五は、「設置者が、日本語教育機関以外の事業を行う場合には、その事業の経

営と区分して日本語教育機関を経営し」までは同じだが、「その収入及び支出を適切に管理することとしていること」の文言が加わった。前はお金の出し入れは書いてなかったもので、収入及び支出を適切に管理することと厳しくしている。)

### 〔教育課程〕

六 教育課程が、次のいずれにも該当していること。

- イ 修業期間が1年以上(専修学校又は各種学校において教育を受けようとする者を対象とするものである場合その他特に必要と認める事情がある場合には、6か月以上)であること。
- ロ 修業期間の始期が、4月若しくは10月の年1度又は4月及び10月の年2度(やむを得ない理由がある場合には、1月若しくは7月のいずれか又は1月、4月、7月及び10月を組み合わせた年2度から4度)と定められており、当該始期以外の時期における入学を認めていないこと。
- ハ 教育課程が大学、専修学校その他の教育機関に進学することを目的としたものである場合には、修業期間の終期が当該教育機関の入学時期を勘案して適切に定められていること。
- ニ 修業期間1年当たりの授業時数が760時間以上であること。
- ホ 1週間当たりの授業時数が20時間以上であること。
- ヘ 授業の1単位時間が45分を下回らないこと。
- ト 授業はおおむね午前8時から午後6時までの間に行われること。
- チ 授業科目が、専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるものであること。

(六の「教育課程」は大体、修業期間ということである。イは、これまで修業期間は1年以上で、「やむを得ない場合は6か月以上」ということであつたが、「特に必要と認める事情がある場合には6か月以上」に改めた。ここは「6か月以上で、1年未満のコースを作る場合には、『教育上どうしてもしてはならない』」という理由がなくてはならないとなった。原則は1年以上ということになる。

ロの規定は、新規に学校を作るところは「4月なのか、10月なのか、又は4月と10月ですか」と聞かれる。すでに既得権がある日本語学校の場合は大丈夫だが、新規に日本語学校を作る場合は、やむを得ない理由をつけなくてはいけない。問題は「当該始期以外の時期における入学を認めていないこと」の文言。短期留学は「在留資格」に関係はないけれど、入学時期の関係で、どう答えるか。「短期留学は使えるかな」と思うが、基準のところでも細かく言ってもしょうがないので、運用で見ていかないとはいけないところのようだ。)

### 〔生徒数〕

七 生徒の定員について、教員数、校舎面積、教室面積、設備その他の条件に応じた適切な数（開設時にあっては、100人を超えない範囲内で、これらの条件に応じた適切な数）を定めていること。

（JaLSA としての要望事項:「生徒の定員」については、「学生」でなく「生徒」とした理由をご教示願いたい。何故なら、日本語学校で学ぶ留学生は、母国の高校、ないし大学などを卒業した学生が大半を占めているのが実状で、学生とする方がごく自然と考えるからである。）

八 定員の増員は、次のいずれにも該当する場合を除き、行わないこととしていること。

イ 増員する人数が増員前の定員の5割以内であること。

ロ 増員前の時点において、定員のおおむね8割以上の生徒が在籍していること。

ハ 過去1年以内に増員を行っていないこと。

ニ 地方入国管理局から、増員前1年以内に、在籍者数に占める不法残留者数の割合が低いなど、在籍管理に特段の問題がないものとして、適正校である旨の通知を受けていること。

九 一の授業科目について同時に授業を受ける生徒数が、20人以下であること。

### ◆解釈に余地残す十項の「校長、教員、事務職員」の規定

#### 〔校長、教員、事務職員〕

十 校長が、日本語教育機関の運営に必要な識見を有し、かつ、教育に関する業務に原則として5年以上従事した者であること。

十一 3人以上、かつ、生徒の定員20人につき1人以上の教員が配置されていること。

十二 教員（校長が教員を兼ねる場合は、校長を含む。以下同じ。）の総数の2分の1以上が、専任教員（当該日本語教育機関において開設される授業を行うことを本務としている教員をいい、二つ以上の日本語教育機関において同

時に専任の教員になることはできない。以下同じ。) であること。

(JaLSAとして十二の「教員」については、以下の3点の意見照会があったことを明記した。①現行基準においては、専任教員につき「当分の間3分の1とする」となっている所を削除とする理由をご教示願いたい。②教員総数とは、十一によって算出される必要教員数と解してよろしいか。③専任教員とは、勤務形態の如何にかかわらず一つの日本語教育機関のみで授業を行うことを本務としている教員と解してよろしいか。)

### 十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

- イ 大学（短期大学を除く。以下同じ。）において日本語教育に関する主専攻（日本語教育科目45単位以上）を修了し、卒業した者
- ロ 大学において日本語教育に関する科目を26単位以上修得し、卒業した者
- ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ニ 420時間以上日本語教育に関する研修を受講し、これを修了した者
- ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

(総じて教員の資格については、これまでと比較すると簡略的に書いてある。これまでは学士、学位を有する者でとか、あるいは高専で、専修学校で、高校で先生をやっていた者とか、細かく書いてあったが、今回の改正では簡略化されている。)

JaLSAとしての意見照会は、十三で定められた「日本語教員の資格」について、ホの「その他イからニに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者」とは、現行運用内規にある内容と同様な程度と解してよろしいか、との1点だ。)

### 十四 教員の1週間当たりの授業担当時間数が、その指導経験及び当該日本語教育機関における職務内容の状況に応じて定められ、かつ、25時間を超えていないこと。

(十四の1週間の「担当時間数が25時間を超えていないこと」と定められたのは初めてであり、こんなスーパーマンみたいな先生はほとんどいないが、幅広く時間数をとったと思われる。)

### 十五 次のいずれにも該当する専任教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導を行う教員を主任教員として定めていること。



イ 日本語教育に関する教育課程の編成の知識及び能力その他教育的知識及び能力を有すること。

ロ 留学告示別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる日本語教育機関の常勤の日本語教員として3年以上の経験を有する者であること。

十六 生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有する教員又は事務職員の中から、生徒の生活指導及び進路指導を行う者を生活指導担当者として定めていること。

(十六は、規定が変わった。今までは生徒の生活指導は事務方、進路指導は先生方となっていたのが、「教員又は事務職員の中から」と、教員でも事務方でもいいと柔軟に改められた。)

十七 校長、教員及び事務局の事務を統括する職員が、第4号イからフまでのいずれにも該当しないこと。

(十七は、「校長、教員及び事務局の事務を統括する職員が四項の「イからフまでのいずれにも該当しないこと」ということで、四に規定されていた欠格事由の規定が、今までは校長先生と教員だけだったのが、役員も事務局長に、欠格事由をあてはめる規定と改められた。それだけ厳しくなっている。)

#### 〔点検・評価〕

十八 教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、次に定めるところにより、活動の状況について自ら点検及び評価を行うこととしていること。

イ 点検及び評価を行う項目をあらかじめ設定すること。

ロ 結果を公表すること。

(ここも厳しくなって、これまでは「自己評価」でやっても問題があったのが、「点検及び評価を行う項目をあらかじめ設定すること」(十八イ)、「結果を公表すること」(十八ロ)と改まり、公正さを保ちよりオープンになった。)

◆**検討余地多い施設・設備(校地・校舎、教室等)の規定**  
「保健室」に代えて、都市部では校医契約などの締結検討を求める

〔施設・設備(校地・校舎、教室等)〕

十九 同じ建物又は近隣の建物内に風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む施設がないことその他校舎の位置及び環境が教育上及び保健衛生上適切なものであること。

二十 教育の目的を実現するために必要な校地及び校舎を備えていること。

二十一 校地が設置者の所有に属すること。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

イ 校地が国又は地方公共団体の所有に属するものであって、法令により譲渡されている場合、その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、留学生受入れ事業(留学の在留資格をもって在留する者を生徒として適法に受け入れる事業をいう。以下同じ)の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権、又は地上権が設定されているなど、当該校地を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ロ 校地の面積の半分以上が設置者の所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校地について、留学生受入れ事業の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権の設定を受けているなど、当該校地を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ハ 専修学校又は各種学校である日本語教育機関であって、専修学校、又は各種学校の認可基準を全て満たしているものであるとき。

二十二 校舎が設置者の所有に属すること。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合はこの限りでない。

イ 校舎が、国又は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、留学生受入れ事業の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権が設定されているなど当該校舎を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ロ 校舎の床面積の半分以上が設置者の所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校舎について、留学生受入れ事業の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権の設定を受けているなど当該校舎を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

ハ 専修学校又は各種学校である日本語教育機関であつて、専修学校又は各種学校の認可基準を全て満たしているものであるとき。

(十九から二十二までの「施設・設備(校地・校舎、教室等)」の規定には歴史的経過がある。平成7年10月以前は、日本語学校の土地・建物、校地・校舎については特に規定はなかったが、平成7年10月以降に日本語学校を開設しようとする日本語学校の校地・校舎については原則として「自己所有とする」とされた。

例外は都道府県の土地・建物についてで、今回の告示基準の改正で「校地が国又は地方公共団体の所有に属するものであつて」(二十一イ)、「校地の面積の半分以上が設置者の所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校地について、留学生受入れ事業の開始以降20年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権の設定を受けているなど、当該校地を使用して日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき」(二十一項ロ)となった。その次はハの規定になる。二十二項も同じ規定である。

ここで考えるべきは、平成7年10月の改正以前から、校地・校舎について長年やってきた「賃貸」のケースがある。ここについては規定がない。日本語学校関係者が「どうなるのか、どうしようか」と考え込むケースだが、恐らく法務省は「全部、自己所有の方が良いのだが、ご意見があるならば、経過措置で考えていきましょう」と答える可能性が濃いとみられる。

JaLSAとしては、経過措置として規定に盛り込むべき事項として、二十一の「校地」と二十二の「校舎」については、共にロにおいて「校地・校舎の2分の1の自己所有と残りの部分の20年以上にわたり安定的に運営できる保証」を意味しているが、長年日本語教育を行っている日本語教育機関の中には賃貸で運営し、留学生の受け入れを行っているところもある。とくに都心部においてかかる条件を即時満たすことは困難であると考えている。従って、これについては次の通りとしてはいかがと考える。

- ① 二十一については、次の通りとする。「本基準公布前から引き続き校地の地上権設定を持って安定的かつ適正に運営されている日本語教育機関については、引き続き10年以上にわたり使用できる保証のあることをもって本基準第一条1項21号に適合するものとみなす」。
- ② 二十二については、次の通りとする。「本基準公布前から引き続き賃借権を持って安定的かつ適正に運営されている日本語教育機関については、引き続き10年以上にわたり使用できる保証のあることをもって本基準第一条1項22号に適合するものとみなす」。

JaLSAとしての経過措置に関する要望事項:基準適合の移行期間について二十一、二十二については「賃貸契約が一般的に2年もしくは3年で行われているこ

とから、新しい契約を結ぶに際して、公布後 2 年程度の移行期間をご考慮いただきたい」と申し入れる。他の考え方としては「5 年以内で解決するので、5 年間の経過措置をいただきたい」と申し出ることも考えられる。）

二十三 複数の場所に分けて校舎を設ける場合には、3 か所以内であり、かつ、中心的な機能を有する校舎から徒歩約 10 分以内の範囲に全ての校舎があること。

（二十三の校舎の設置を 3 か所以内と規定された。今まではなかった文言で専門学校と違うところだが、3 か所と限定されてしまっているのか、検討を有する文言だ。）

二十四 校舎の面積が、115 平方メートルを下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり 2.3 平方メートル以上であること。

二十五 校舎に教室、教員室、事務室、図書室、保健室、その他必要な附帯施設が設けられていること。

（JaLSA としての要望事項：「保健室」に関して、都市部においては、医療機関が近接しており、校内に必要な付帯施設とはかならずしも言えない。従って、校医契約などを締結することなどにより代替可能な場合を例示できないか、と考えている。）

二十六 教室の面積が、当該教室で同時に授業を行う生徒一人当たり 1.5 平方メートルを下回らないこと。

二十七 教室が、地下の教室又は窓のない教室ではないこと。

二十八 教室に机、椅子、黒板、その他の授業に最低限必要な設備を備えていること。

二十九 校舎内に、生徒数などに応じ、必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他の設備を設けていること。

#### 〔健康診断〕

三十 入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし、以後 1 年ごとに健康

診断を行うこととしていること。

### 〔入学者の募集〕

三十一 入学者の募集に当たり、入学を希望する者（以下「入学希望者」という。）に対し、次の事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実に行い、かつ、提供した情報及びその提供方法に係る記録を、書面又は電磁的記録をもって、募集に係る修業期間の始期から少なくとも3年を経過するまで保存することとしていること。

イ 教育課程の種類及び内容

ロ 入学金、授業料、教材費その他名目のいかんを問わず入学することにより生徒が支払うこととなる料金の費目及び額並びにその支払時期

ハ 校舎の所在地、概要及び立地条件

ニ 沿革及び実績

ホ 設置者及び校長の概要

ヘ 入学の条件及び入学者の選考方法

ト 寄宿舎の有無、並びにその概要、及び利用料

チ 在籍中の就労は、原則として週28時間以内（学則で定める長期休業期間中は、1日8時間以内）の範囲内で、地方入国管理局長の許可を受けた場合に限って許されること。

リ 在学中の一般的な生活費用その他入学希望者の参考となる事項

（三十一の「入学者の募集」に関わる規定は、募集関係の記録を何かで見られるように、あるいは情報提供できるようにイからリまでの記録を「書面又は電磁的記録をもって、募集に係る修業期間の始期から、少なくとも3年を経過するまで保存する」ことを義務づけた点が新しい。）

### 〔入学者選考〕

三十二 入学者の選考に当たり、入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること、及び経費支弁能力を有することを、適切な方法で確認することとしていること。

三十三 入学者の選考に当たり、入学希望者が仲介者その他の留学の準備に関与する者（以下「仲介者等」という）に支払い、又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握し、記録することとしていること。

三十四 不適切な仲介者等が関与している場合には、その入学希望者の入学を

認めないこととしていること。

三十五 入学を申請した者から提出を受けた書類、第33号の記録、入学者の選考のために行った試験、面接、調査等の記録その他入学者の選考の過程を明らかにする記録を、書面又は電磁的記録をもって、申請に係る修業期間の始期から少なくとも3年を経過するまで保存することとしていること。

#### ◆「在籍管理」は今までなかった規定。厳しい学生指導を求める

##### 〔在籍管理〕

三十六 個々の生徒の単位時間ごとの出欠を正確に把握するための適切な措置を講じ、かつ、当該出欠の記録を当該生徒が在籍しなくなってから少なくとも1年を経過するまで保存することとしていること。

三十七 1か月の出席率（その月に出席した単位時間数を出席すべき単位時間数で除した数をいう。以下同じ。）が8割を下回った生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限る。）については、1か月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行うとともに、その指導の状況を記録することとしていること。ただし、疾病その他のやむを得ない事由により欠席した生徒についてはこの限りでない。

三十八 1か月の出席率が5割を下回る生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限る。）がいるときは、その翌月までに地方入国管理局に対し当該生徒について報告することとしていること。

三十九 生徒の在留期間並びに資格外活動許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行うこととしていること。

（三十六から三十九の「在籍管理」はこれまでなかった規定である。日本語学校の質の向上を図るために、留学生の在籍管理をきちんと行うよう細かく規定している。なおかつ「1か月の出席率が5割を下回る生徒がいるときは、その翌月までに地方入国管理局に対し、当該生徒について報告すること」と厳しい指導を求めている。）

##### 〔禁止行為〕

四十 生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあっせん又は紹介の対価を得

ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させないこととしていること。

(四十の「禁止行為」もこれまでなかった規定で、非常に厳しい規定となっている。日本語学校の担当者は誰でも「留学生を専門学校や会社に入れさせたから 1 万円」とか、そういう不当なことをしてはいけないと求めている。技能実習もそうだが、全部、これを引き受けている監理団体は、技能実習生を申請すれば、仕組みとして技能実習の監理団体が法律的には「無料職業紹介業」を持つ機関として許可されることになっている。ある面では日本語学校もそういう面を持っているが、大事なものは、利に傾きすぎず、改正された規則をきちんと守る法令遵守の精神だ。日本語学校の発展のためには、ここを涵養していかないといけない。)

#### 〔地方入国管理局への報告〕

四十一 第 2 号の学則、教育課程、生徒の定員、設置者、校長、教員、事務局の事務を統括する職員、校地又は校舎に変更があったときは、その変更内容を速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

四十二 地方入国管理局から、この基準への適合性その他運営の状況について点検を行うよう求められたときは、速やかに点検を行い、その結果を地方入国管理局に報告することとしていること。

四十三 地方入国管理局の求めがあったときは、第 3 1 号、第 3 3 号及び第 3 5 号から第 3 7 号までに規定する記録を地方入国管理局の職員に提示することとしていること。

#### 〔その他運営体制〕

四十四 前号までに定めることのほか、日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有していること。

2 専修学校及び各種学校が設置する日本語教育機関については、前項第 3 号ロ、第 4 号（イ、ニ及びリからワまで（ワについてはイ、ニ及びリからヲまでに係るものに限る。）を除く。）、第 6 号チ、第 1 0 号、第 1 3 号から第 2 2 号まで、第 2 4 号から第 2 9 号まで並びに第 4 4 号に該当しているか否かの確認は、文部科学大臣の意見に基づいて行うものとする。

3 専修学校及び各種学校以外の者が設置する日本語教育機関については、前項第 3 号ロ、第 4 号（イ、ニ及びリからワまで（ワについてはイ、ニ及びリからヲまでに係るものに限る。）を除く。）、第 6 号チ、第 1 0 号、第 1 3 号か

ら第18号まで並びに第44号に該当しているか否かの確認は、文部科学大臣の意見に基づいて行うものとする。

### (抹消の基準)

第二条 留学告示別表第1の1の表に掲げる日本語教育機関が、次の各号のいずれかに該当し、留学生受入れ事業を行わせることが適当でない認められる場合には、当該日本語教育機関を同表から抹消するものとする。

- 一 前条第1項第2号の学則又は同項第5号、第8号、第18号及び第30号から第43号までに係る誓約を遵守していないとき。
  - 二 前条第1項各号のいずれかに該当していないとき。
  - 三 全生徒の1か月当たりの平均出席率が5割を下回るとき。
  - 四 いずれかの1年間に入学した者の半数以上が、在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して本邦に在留するに至ったとき。
  - 五 生徒に対し、人権侵害行為を行い、又は法令違反行為を唆し若しくは助けていたとき。
- 2 留学告示別表第1の1の表に掲げる日本語教育機関が、同表からの抹消を求めるとき、当該日本語教育機関を閉鎖したとき又は在籍する生徒がいない状態が1年以上継続しているときは、当該日本語教育機関を同表から抹消することができる。

### ◆より公正・公平な観点からの日本語学校の告示基準(案)再検討を求める

(第二条の「抹消の基準」だが、今までは無かった規定で、新しく定められた。見落してはいけない部分は三の「留学生の出席率が5割を下回るとき」、四の「留学生の不法残留事態」、五の「人権侵害」。それに二条2で「当該日本語教育機関を閉鎖したとき又は在籍する生徒がいない状態が1年以上継続しているときは、当該日本語教育機関を同表から抹消することができる」と規定している部分は気をつけないといけない。例えば、学生・生徒のパスポートを学校で預かることは「人権侵害行為」に当るからだ。

JaLSAとしての意見照会は、第二条の「抹消の基準」の2で「留学告示別表第1の1の表に掲げる日本語教育機関を同表から抹消する」となっていますが、その場合の手續や、同基準に違反した事実確認の手續などは、通知又は広報案内について御考慮いただきたい、ということである。)

### 附則

第一条 この基準は、改正告示の施行の日から適用する。



**第二条** この基準の改正は、日本語教育の観点から文部科学省高等教育局及び文化庁文化部の意見を聴いた上で行うものとする。

今回の法務省が示した「日本語教育機関の告示基準(案)」は、「留学生 30 万人計画」を背景に、日本語学校の質の向上を目指し、基準を従来より、より公正に、より厳正になるよう改正されたものと理解する。本基準には、学校運営の財政上の負荷も加わる側面も考慮しつつ、より公正・公平な観点に立脚した省令実施を強く求めたい。